

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、関係法令及び上山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人上山市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	山形県上山市南町4番5－12号
代表者（職名・氏名）	会長 山 本 幸 靖
設立年月日	昭和43年4月1日
電話番号	023－695－5095
開設事業所	指定居宅介護支援事業所（山形県0671300036号） 指定訪問介護事業所（山形県0671300093号） 指定地域密着型通所介護事業所（山形県0671300424号） 指定介護予防支援事業所（山形県0601300015号）

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	上山市地域包括支援センター	
サービスの種類	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント	
事業所の所在地	山形県上山市河崎一丁目1番10号（上山市役所内）	
電話番号	023－673－6055（直通） 023－672－1111（上山市役所）	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	山形県0601300015号
管理者の氏名	堀 田 直 美	
通常の事業の実施地域	上山市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が要介護状態等に陥ることなく、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護予防支援サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行うものとします。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により把握の上、ご自身やご家族の希望を踏まえ、「介護予防サービス計画」を作成します。「介護予防サービス計画」の作成は、ご希望に応じて委託先の居宅介護支援事業者が実施することもできます。
- あなたは介護予防サービス計画に位置付ける介護予防サービス事業所について、複数

の事業所の紹介を求めることができます。

また、当該事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

- あなたの介護予防サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、ご自身やご家族、介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。
- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント、介護予防サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要支援認定の申請等についてお手伝いします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。ただし、休日であっても電話等により常時連絡受付が可能な体制とします。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、電話等により24時間常時連絡受付が可能な体制とします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
センター長		1人	1人
管理者 (看護師・認知症地域支援推進員を兼務)	1人		1人
社会福祉士	3人		3人
保健師	1人		1人
看護師	1人		1人
主任介護支援専門員	3人		3人

7. 利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した際の利用料金の額は、厚生労働省及び上山市が定める基準によるものとし、当該介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者はサービス提供を証明する書類を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に出向いて当該証明書類を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの基本利用料

【介護予防支援の利用料】

要支援 1	4,420 円
要支援 2	4,420 円

【介護予防ケアマネジメントの利用料】

ケアマネジメント A	4,420 円
ケアマネジメント B	2,210 円
ケアマネジメント C	4,420 円

(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料加算 前項の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規利用者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合	3,000円
委託連携加算	委託する個々のケアプランについて、委託時における、居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する	3,000円
サービス担当者会議	介護予防ケアマネジメントBの類型で、サービス担当者会議を実施した場合	1,000円
モニタリング	介護予防ケアマネジメントBの類型で、モニタリングを実施した場合	1,000円

8. 事故発生時の対応

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情相談窓口

当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号	023-673-6055（直通）／ 023-672-1111（上山市役所）
	面接場所	当事業所の相談室等
	受付時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで
	担当者	管理者 堀田 直美

10. 個人情報の保護

当事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、あなたに対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らしません。また当事業所は、事業所の職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

11. 虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止を啓発・普及するための研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- （２）虐待を受けた、または受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- （３）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- （４）事業所は次のとおり虐待防止責任者を定めます。
管理者：堀田 直美

12. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

- （１）当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等を対象とし、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになる）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、行為的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- （２）ハラスメントが発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止委員会等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

13. 業務継続に向けた取組みの強化

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施することや、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に沿って必要な措置を講じます。

- （１）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 感染症対策

事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

15. 身体拘束の禁止

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 担当職員等に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに事業所担当者へご連絡ください。
- (3) 医療機関に入院される場合は、その医療機関に対し、あなたの介護予防サービス計画作成担当者等をお伝えください。

令和 年 月 日

私は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基
き重要事項の説明を行いました。

事業者名 上山市地域包括支援センター

説明者氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基つて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印